

■ 通所型サービスBに関すること(八王子市 平成29年7月版Q&A)

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
1	平成29年5月18日 もとはち南 ケアマネ交流会	通所型サービスBや通所型サービスCは他の通所系サービスと併用しても大丈夫ですか？	<p><通所型サービスBについて> サービスの重複受給を避ける観点から、短期間での終了を前提とした通所型サービスC以外の通所サービスとの併用は不可とする予定。</p> <p><通所型サービスCについて> 通所型サービスCは、通所系の介護予防給付および通所B以外の通所型サービス、小規模多機能居宅介護と同時に複数事業所の利用することはできない。 また、運動などを実施するサービスであることから、リハビリ系のサービスと併用される場合は、利用者の健康上の影響に配慮するとともに、適切なケアマネジメントによりそれぞれのサービスの必要性を明確にすることが求められる。</p>	高齢者いきいき課 元気応援担当 042-620-7243